

二 法第九条第一項、第九条の二から第十一条まで又は第十三条の二第一項の規定の適用により
手当の全部を支給しないこととされる受給資格者及び前号に掲げる受給資格者以外の受給資格
者 手当の額

2 前項に規定する障害基礎年金等加算額は、次の各号の規定によつて計算する。
一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第一
条の第三五項の規定によりその支給が停止された同項に規定する障害補償年金については、厚
生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみ
なす。

二 障害基礎年金等の給付（法第十三条の二第三項に規定する加算に係る部分に限る。）の額が年
を単位として定められているときは、当該給付の額を十二で除して得た額（その額に一円未満
の端数があるときは、これを切り捨て得た額）による。
三 支給要件該当児童が複数ある場合における障害基礎年金等加算額は、前二号の規定によるほ
か、次のイ及びロの規定によつて計算する。
イ 障害基礎年金等加算額は、全ての支給要件該当児童の児童別障害基礎年金等加算額を合算
して計算する。

ロ イに規定する児童別障害基礎年金等加算額は、支給要件該当児童ごとの障害基礎年金等の
給付（法第十三条の二第三項に規定する加算に係る部分に限る。）の額を合算して計算する。
ただし、次の(1)又は(2)に掲げる支給要件該当児童の児童別障害基礎年金等加算額については、
それぞれ(1)又は(2)に定める額を上限とする。

(1) 第一順位児童（支給要件該当児童のうちロ本文の規定によつて計算した児童別障害基礎
年金等加算額が最も低い額である者（二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人）を
いう。）、(2)において同じ。以外の支給要件該当児童のうちロ本文の規定によつて計算した児
童別障害基礎年金等加算額が最も低い額である者（二人以上ある場合にあつては、そのう
ちの一人。）、(2)において「第二順位児童」という。 五千円

(2) 第一順位児童及び第二順位児童以外の支給要件該当児童 三千円
四 前三号の規定によつて計算した額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものと
し、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

（受給資格者が法第十三条の二第三項の規定の適用を受ける場合の所得の範囲等の特例）
第六条の七 受給資格者が法第十三条の二第三項の規定の適用を受ける場合における第三条並びに
第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適
用については、第三条第一項中「非課税所得」とあるのは「非課税所得（公的年金給付及び法第
十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等に係るものを除く。）」と、第四条第一項中「公的
年金等」とあるのは「公的年金等若しくは非課税公的年金給付等（公的年金給付又は法第十三条
の二第一項第四号に規定する遺族補償等であつて、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県
民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得に係るものをい
う。以下この項において同じ。）」と、「同法第二十八条第二項」とあるのは「所得税法第二十八
条第二項」と、「同法第三十五条第二項第一号」とあるのは「非課税公的年金給付等についても同法
第三十五条第三項に規定する公的年金等とみなして同条第二項第一号」とする。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）
第十二条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十
二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。
附則第一条の三第七項中「第十三条の二第二項第一号ただし書」を「第十三条の二第三項」に改
める。

（国民年金法施行令の一部改正）
第三条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。
第四条の四の二第二項第五号中「及び第二項第一号ただし書」を「第二項第一号ただし書及び
第三項一に改める。
（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保
険制度並びに国家公務員共済組合法の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政
令の一部改正）

第四条 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金
保険制度並びに国家公務員共済組合法の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関す
る政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。
第三十一条第二項第一号及び第三十二条第二項第一号中「第十三条の二第二項第一号ただし書」
の下に「及び第三項」を加える。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家
公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律
の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改
正）
第五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び
国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法
律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平
成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。
第十五条第二項の表なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六条第二項の項
の次に次のように加える。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員
等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に
関する政令の一部改正）
第六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公
務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する
法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措
置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。
第十四条第二項の表なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六条第三項の項
の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第七 条第一号	第十三条の二第二 項第一号ただし書	第十三条の二第二項第一号ただし書及び第三項
なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七 条第一号	第十三条の二第二 項第一号ただし書	第十三条の二第二項第一号ただし書及び第三項